

## 令和6年度脱炭素経営相談対応業務 企画提案募集に係る質問・回答

	質問内容	回答
1	<b>企画提案要領 8(4)について</b> 審査項目として”事業の自主性”がありますが、具体的にどういった観点での評価を想定しておられるのかご教示ください。	・仕様書「7 業務の内容」に係る提案に、提案者が自ら考え行動する姿勢が認められるかを評価します。
2	<b>企画提案要領 8(6)について</b> 審査項目として”価格”がありますが、純粋に安価であることを評価するのか、或いは別の観点での評価(価格の妥当性など)とするのか、ご教示ください。	・純粋に安価であることを機械的に評価します。
3	<b>仕様書 4について</b> 相談受付の対象としている企業について、業種・規模・過去の省エネ取組の有無その他の観点で、制限や優先順位があればご教示ください。	・業種・規模等の制限や優先順位はありません。
4	<b>仕様書 5及び7(1)ウについて</b> 本事業での相談業務は、企業様からのご相談に対する、一般知識のご紹介および専門家のご紹介、が最低限の対応要件と理解して宜しいでしょうか？もし各項目毎に最低要件が異なるようでしたらご指示頂けますと幸いです。各項目の概要を企業様に説明し専門家をご紹介すること、実行まで行う際のコストに大きな差があり得るため、お伺いしております。(例:「建築物のZEB化」について、「ZEBの概要のご説明」、「ZEBの設計」、「ZEBの建設あるいは既存建物のZEB化の実行」等のいずれを指すのかで対応内容が大きく異なります)	・質問では、仕様書7(1)ウ「相談対応」における専門家が別の専門家を紹介するように読めます。その場合は、企画提案書又は【様式2】別紙「相談対象項目リスト」にご記載ください。 ・また、相談対応項目ごとの要件はありませんので、企画提案書又は【様式2】別紙でアピールしてください。
5	<b>仕様書 5及び7(1)ウについて</b> 企業様からのご相談に対して紹介する専門家が弊社自身であっても問題ないと理解しておりますが、正しいでしょうか？	・お見込みのとおりです。
6	<b>仕様書 5及び7(1)ウについて</b> 企業様からのご相談に対応した結果、企業様が何らかの施策を実行したいとなった場合、当該施策の実行は、企業様負担での、各専門家(弊社自身を含む)による有償対応となっても問題ないと理解して宜しいでしょうか？また、施策の実行が令和7年2月末までに完了しないケースも想定されますが、問題ないでしょうか？	・お見込みのとおりです。本業務の範囲外なので、実施時期の制限はありません。
7	<b>仕様書 6について</b> 相談対応件数が”20件”程度とありますが、同一の企業から同時に複数の項目で相談を受けた際は1件と数えるとの認識で宜しいでしょうか？あるいは、同一の企業様からのご相談でも項目ごとに別のものとして数えるのでしょうか？	・同一企業から同時に複数項目の相談を受けた場合は、1件とします。
8	<b>仕様書 6について</b> 結果的に相談内容に偏りが発生することが考えられますが、特定の内容への相談を途中で停止し項目ごとのバランスを一定範囲内に維持する等の対応は想定されますでしょうか？それとも純粋に先着順で宜しいでしょうか？	・相談内容に偏りが発生することは問題ありません。 ・基本的には先着順を想定していますが、1社当たりの相談回数に制限を設ける場合があります。
9	<b>仕様書 7(2)アについて</b> イベント開催にあたり、県にご協力を求めることは可能でしょうか？(県広報紙への掲載や関係団体との連絡等の告知面での連携や、オンラインではなく現地で実際にイベントを開催する場合の会場確保等を想定しています。)	・広告費、会場使用料等の県負担が生じない範囲において、周知及び会場の協力は可能です。
10	<b>仕様書 9(2)について</b> 「本業務により制作された成果物に係る全ての権利は、件に帰属するものとする」との記載について、相談を行いたい企業様が「自社情報の県への共有は問題ないが、県が何らかの理由で第三者に開示したりすると困る」といったお考えを持たれる可能性があります。こういった企業様のため、成果物及びその著作権の利用に関し、成果物の内容に応じて開示範囲について調整を行うことは想定しておられますでしょうか？	・法令に定められた守秘義務に基づき、原則として開示しません。
11	<b>仕様書 9(2)について</b> 本事業のために専用に作成した各種の成果物に、本事業に関わらず弊社で作成している弊社の会社ロゴやソフトウェア画面の画像などが含まれることが想定されますが、これらに関する著作権や使用权は弊社に留保できると考えて間違いはないでしょうか？	・お見込みのとおりです。
12	<b>相談対応項目リスト</b> 「脱炭素の新規ビジネス」は例えばどういった相談内容を想定しておられますでしょうか？	・脱炭素に貢献する新規事業に取り組もうとする事業者の相談を想定しています。